

鹿嶋市開発行為に係る公共施設等の事前協議の取り扱いについて

令和元年12月5日 施行

開発許可の申請をしようとするもの（以下「開発事業者」という。）は、その開発行為に係る公共施設の管理者及び関係する法令等（この手引きにおいて「公共施設等」という。）の担当課（以下「管理担当課」という。）が鹿嶋市の場合、この取扱いに基づき事前協議を行い、公共施設等の管理担当課の同意を得ること。

（適用の範囲）

第1条 この取り扱いの適用の範囲は、開発面積が1,000㎡以上の開発行為とする。

（公共施設等及びその協議先）

第2条 申請しようとする開発行為が、次の表の左欄に該当する公共施設等に係る場合は、右欄に掲げる管理担当課に、その具体的な計画内容がわかる図面等の書類を添付し「開発行為の事前協議申請書」（様式第1号）及び「事前協議に対する同意状況調書」（様式第2号）を提出し事前協議を行うこと。

開発に係る公共施設及び法令等	管理担当課
道路・水路・公園・緑地等に関する事	道路建設課及び施設管理課
下水道等に関する事	下水道課
水道等に関する事	水道課
消防水利等に関する事	交通防災課
ゴミ置き場・土砂に対する法令等	廃棄物対策課
公害、騒音、振動等に関する事	環境政策課
保安林等に関する事	農林水産課
大規模小売店舗立地法に関する事 （予定建築物が店舗の場合に限る）	商工観光課
農地等に関する事 （区域内に農地が存する場合に限る）	農業委員会
学校施設・通学路等に関する事	総務就学課
埋蔵文化財等に関する事	社会教育課

（事前協議の回答方法等）

第3条 事前協議を受けた管理担当課の職員は、可能な限りすみやかに「事前協議に対する同意状況調書」（様式第2号）に確認年月日及び管理担当課長の押印、同意状況及び意見を記入し開発事業者へ回答すること。

2 開発事業者は、必要なすべての事前協議先から前項の回答を受けた「事前協議に対する同意状況調書」（様式第2号）を開発許可申請書に添付すること。